



税務・労務に役立つ NEWS LETTER

# 事務所通信

発行：舘崎税理士・社会保険労務士事務所

〒042-0915 函館市西旭岡町 3-44-6

TEL 0138-85-8436 FAX 0138-85-8437

e-mail tatezaki\_kaikei@lake.ocn.ne.jp

12  
2019

いつもお世話になっております。

寒さがひとしお身に染みる頃となりましたが、皆様いかがお過ごしですか。

お風邪など召されませぬようお気をつけください。

それでは、今月の事務所だよりをお届けします。

## トピックス 義援金の控除と見舞金の損金算入

### ●義援金はふるさと納税扱い

今年も災害が多い年となってしまいました。被害に遭われた方へ、心よりお見舞い申し上げます。被災地へ寄附された方も多くいらっしゃると思いますが、寄附した全額が地方公共団体へ拠出するものについては、個人の所得や控除によって決まる上限金額以内の寄附であれば2,000円の負担ですむ「ふるさと納税」扱いとなります。

### ●寄附先でワンストップの可否が決まる

個人が地方公共団体の災害対策本部や役所等に直接寄附をした場合、確定申告を用いない寄附先が5自治体以内である場合に利用できる「ワンストップ特例制度」が利用可能です。日本赤十字社等が専用口座を設けて義援金を募集し、最終的に全額が地方公共団体に拠出されるものも、ふるさと納税扱いとはなるものの、ワンストップ特例制度は利用できないため、控除を受けたい場合は確定申告をする必要があります。なお、ふるさと納税扱いになる寄附に関しては、法人の場合は「国等に対する寄付金及び指定寄附金」という扱いになるため、全額損金算入となります。

### ●被災した取引先に対する見舞金は？

取引先が被災し、お見舞いのお金を出した場合は、被災前の取引関係の維持・回復を目的とするため、取引先が通常の営業活動を再開するための復旧過程にある期間において支出する際には、「交際費等には該当せず損金の額に算入する」となっています。また、見舞金だけではなく、自社の製品等の無償交換や補填、売掛金等債権の全部又は一部の免除をしたことによる損失も交際費等には該当しません。リース等の契約で定められた従前の取引条件を変更する場合及び災害発生後に新たに行う取引につき従前の取引条件を変更する場合も、同様の措置となります。寄附等を受けた取引先では、受領した災害見舞金及び事業用資産の価額に相当する金額を益金の額に算入することに留意して下さい。

## トピックス 倒産耐久力は貸借対照表の対角線で判断する

銀行員は決算書を受け取ったときに、まずどこに着目するのでしょうか。銀行の融資担当者が最も恐れるのは融資先の貸倒であり、決算書を受け取ったときに、真っ先に着目するのは倒産しない会社かどうかを見極めることになり

ます。いわば、「倒産に対する耐久力」にすぐ目が行きます。そのため、分析の中心は損益計算書より貸借対照表となり、さらにその中でも流動性と自己資本比率の二つに注目することになります。

倒産とは、一般的に、契約した債務の支払いを期日通りに行えない状況（債務不履行）を言います。債務の支払いは原則的に現金で行うため、現金及び現金に近い資産（主として流動資産にあります）が、短期に支払期日が来る債務（主として流動負債にあります）と比べてどのくらいあるかが重要になります。現金や市場性のある有価証券などの流動資産が、流動負債に比べて豊富にあれば（こうした状況を「流動性が高い」と言います）、債務不履行になる確率は低いと判断できます。

ただ、流動性が高いだけでは、倒産耐久力を判断することはできません。というのは、現金及び現金類似資産を生み出した原因が重要になるからです。たとえば、長期借入金や社債などの有利子負債により生み出した現金で流動性を高く保っていれば、その流動性は危険です。有利子負債には償還期日がありますし、場合によっては期日以前に債権者に返済しなければならない場合も出てくるからです。有利子負債の返済を迫られたら、流動性は一気に落ち込み、資金繰りに詰まります。

そこで出てくるのが流動性を生み出した原因を明確にする自己資本比率（自己資本÷総資産）です。流動性を支える現金の発生原因が債権者に返済不要の自己資本であれば、その流動性には永続性があると判断できます。自己資本は会社外部からの資金流入である払込資本と、会社が事業を行うことにより生み出した利益の蓄積である内部留保からなります。内部留保の比率が高いほど、会社自身が生み出す現金創造力が高いということになり、安全性は高まります。

つまり、倒産耐久力を判断するのは、貸借対照表の左上を中心に表示される現金及び現金類似資産と、右下に表示される純資産の内部留保になります。倒産耐久力という点では、貸借対照表の左上から右下に流れる対角線が重要になるのです。資産のほとんどが現金及び現金類似資産で、その発生原因が内部留保という会社は倒産耐久力という点では申し分のない会社ということになります。

そういう会社はつぶれにくい会社であることは間違いありませんが、だからといって、それが即、いい会社というわけではありません。というのは、会社が生んだ利益を現金で持っているということは、成長を生む資産に利益を再投資できていないことになるからです。成長性という点では明らかにマイナスです。

また、そういう会社は現金が豊富ですから、投資をしようとするとき銀行借入に頼らなくてもいいということも銀行にとっては悩みの種です。貸したい先ほど借りたくないジレンマに陥ります。こうした融通の利かない融資姿勢が銀行批判を招く一因となっているのですが、最近の状況を見ていると、銀行がそこから脱却することはそれほど簡単なことではなさそうです。

貸借対照表 (B/S Balance Sheet)

流動資産	流動負債
固定資産	固定負債
	純資産



## パワハラ防止措置の義務化

### 大企業では令和2年6月1日から施行の見込み

労働政策審議会の雇用環境・均等分科会において、「パワハラ防止対策の法制化（パワハラ防止措置の義務化など）」が盛り込まれた「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年6月5日公布）」の施行期日を定める政令の案が示されました。同分科会で示された指針の素案と合わせて、ポイントを紹介します。

#### ————— パワハラ防止措置の義務化 施行期日と指針の案をチェック —————

【確認】 職場におけるパワーハラスメントの防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります（パワハラ防止措置の義務化）。これに合わせて、「職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針（パワハラ防止措置等の指針）」が策定されることになっています。



#### <パワハラ防止措置の義務化の施行期日（案）は？>

- 公布後1年以内の政令で定める日 ……………その政令で定める日は「令和2年6月1日」
- ただし中小企業では、公布後3年以内の政令で定める日  
までの間は努力義務 ……………その政令で定める日は「令和4年3月31日」

#### <パワハラ防止措置等の指針の素案のポイントは？>

- パワハラに該当する例・該当しない例が、「身体的な攻撃」、「精神的な攻撃」、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」、「個の侵害」という典型的な6類型に分けて示されています。  
例) 精神的な攻撃について  
(該当すると考えられる例)  
○ 業務の遂行に関する必要以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返し行うこと。  
○ 他の労働者の面前における大声での威圧的な叱責を繰り返し行うこと。  
(該当しないと考えられる例)  
○ 遅刻や服装の乱れなど社会的ルールやマナーを欠いた言動・行動が見られ、再三注意してもそれが改善されない労働者に対して強く注意をすること。  
○ その企業の業務の内容や性質等に照らして重大な問題行動を行った労働者に対して、強く注意をすること。
- 企業に防止対策を義務づける労働者には、正社員のほか、パートタイム労働者や契約社員などの非正規雇用労働者も含むことなどが明確にされています。
- 事業主が雇用管理上講ずべき措置の内容は、いわゆるセクハラ指針と同様です。  
(①事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発、②相談(苦情を含む。))に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③事後の迅速かつ適切な対応、④その他、プライバシーを保護するために必要な措置など)



★ 指針については詳細を詰めているところですが、施行期日はほぼ確定といえる段階です。



## 被用者保険の適用拡大に中小企業は難色（全世代型社会保障検討会）

首相官邸において2019年11月21日開催された「全世代型社会保障検討会議（第3回）」の資料が公表されました。今回の検討会議では、中小企業の代表者（日本商工会議所・全国商工会連合会）、労働者の代表者（日本労働組合総連合会）、

さらには働き方改革や兼業・副業についての有識者からのヒアリングが行われました。

政府は、年金制度の支え手を増やす、多様な働き方に対応するといった目的で、短時間労働者への被用者保険の適用拡大をさらに進めようとしています。

具体的には、その適用拡大の対象となる企業の規模要件（現行は、原則として従業員数 501 人以上）を緩和する方向で進んでいます。

これについて、日本商工会議所は、次のような理由から、慎重な議論を求めています。

・多様な働き方や女性の社会進出を踏まえ、将来の安心を確保する社会保障制度の構築は大変重要であるが、一方で、社会保険料の半分は、企業側が負担しているという実態もある。

・適用拡大による短時間労働者 1 人あたりの事業主負担は年間約 24～25 万円（最低賃金を一気に 1,000 円まで引き上げた場合と概ね同程度のインパクト）

・また、労使合意に基づく任意適用が進んでいないことから、第 3 号被保険者による就労調整がさらに進むことが予想され、人手不足を加速させる恐れもある。

これに対し、連合は、企業の規模要件を撤廃すべきとしています。 労使で意見が分かれる形となっており、調整は難航しそうです。

## トピックス 住民票・マイナンバーカード等への旧姓の併記 施行されています

住民票、マイナンバーカード等へ旧姓（旧氏）を併記できるようにするための住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が、令和元年（2019 年）11 月 5 日から施行となりました。その概要を確認しておきましょう。

### ——— 住民票、マイナンバーカード等への旧姓（旧氏）の併記のポイント ———

●この改正により、婚姻等で姓（氏：うじ）に変更があった場合でも、従来称してきた姓（氏）をマイナンバーカード等に併記し、各種証明に利用することができるようになります。

たとえば、就職・転職時などの仕事の場面でも、旧姓（旧氏）で本人確認をすることが可能になるということです。企業実務を行う上でも、知っておきたい改正といえます。

以下に、総務省が周知用に作成したリーフレットのの一部を紹介しておきます。



## 旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!

こんなときに!

各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる場面で、その証明に使えます。



こんなときに!

就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人確認ができます!



★ 今後、各種行政手続における具体的な注意点などが通知されることがありましたら、必要な情報はお伝えいたします。

お仕事  
カレンダー  
12月

12/10

● 11 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

12/31

